

欧州委員会，欧州統一特許裁判所協定の発効に必要なブリュッセルI規則改正案を公表

2013年8月7日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は，7月29日，欧州統一特許裁判所協定の発効に必要な，ブリュッセルI規則（民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の承認と執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会規則(EU) No 1215/2012）の改正案を公表した。今後，欧州議会及びEU理事会の承認が得られれば成立する。

今年2月に署名が行われた欧州統一特許裁判所協定の発効には，英独仏を含む13カ国以上による批准に加えて，ブリュッセルI規則の改正が必要と規定されている。このため，欧州委員会が改正案の準備を進めていた。

ブリュッセルI規則は，EU加盟国間における国際裁判管轄ルールを定め，判決の承認と執行に関する手続の統一及び簡素化をはかるための規則である。公表された改正案には，新たに設立される欧州統一特許裁判所を含め，複数の加盟国に共通の特定の裁判所（共通裁判所<sup>1</sup>）が，同規則上の「加盟国の裁判所」として扱われることが規定されている。そのほか，被告がEU加盟国に住所を有しない場合の共通裁判所の管轄に関する規定，共通裁判所と国内裁判所との間で訴訟が競合する場合の規定，及び共通裁判所の基礎となる協定の締約国と非締約国との間での判決の承認と執行に関する規定が追加されている。

－ 欧州委員会のプレスリリースは，以下参照 －

[Justice for Growth: Commission fills legal gaps for unitary patent protection](#)

－ ブリュッセルI規則の改正案は，以下参照 －

[Proposal for a Regulation of the Parliament and of the Council amending Regulation \(EU\) No 1215/2012 \(PDF\)](#)

－ 現行のブリュッセルI規則は，以下参照 －

[OJ L 351, 20.12.2012, p. 1](#)

－ 統一特許裁判所に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[EUの24カ国，統一特許裁判所協定に署名 \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会，手続規則草案を公表 \(2013年6月25日\) \(PDF\)](#)

(以上)

---

<sup>1</sup> 欧州統一特許裁判所のほかに，ベネルクス司法裁判所が共通裁判所として特定されている。